

届出対象区域

届出対象区域は市全域です。

多様な景観を有する本市において、良好な景観形成を図っていくためには、それぞれの地域の実情に合った景観の誘導を行うことが必要となります。そのため、市域を「山ゾーン」「平野ゾーン」「まちゾーン」に分け、景観形成方針や景観形成基準に基づき、景観誘導を行っていきます。

<ゾーンの範囲>

1. 山ゾーン : 都市計画区域外
2. 平野ゾーン : 市街化調整区域
3. まちゾーン : 市街化区域

